

# 流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

## 1 件名

流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント手続

## 2 目的

流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について、市民の皆様のお意見等をお伺いするためのものです。

## 3 背景及び趣旨

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、最近発生した火災を受けた総務省消防庁が実施した緊急調査結果及びフォローアップ調査結果等においては、重大な違反のある防火対象物がなお数多く存在しています。

このような違反对象物に対して消防機関が消防法に基づく命令を行った場合には、違反对象物に命令内容が公示されることとなりますが、それに至るまでには、相当の時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況となります。

このことを踏まえ、平成25年12月19日付け消防予第484号により、総務省消防庁次長から各都道府県知事及び各指定都市の市長宛てに「違反对象物に係る公表制度の実施について」の通知（参考資料1）があり、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）による防火安全体制の確立を図るため、政令指定都市を中心に実施するよう通知がありました。

これに合わせ、平成27年3月31日付け消防予第133号で総務省消防庁次長から各都道府県知事宛てに「違反对象物に係る公表制度

の実施の推進について」の通知（参考資料 2）があり、平成 27 年 4 月には、全ての政令指定都市の消防本部においてこの公表制度が実施される状況であることから、政令指定都市以外の消防本部におけるこの公表制度の実施についての積極的な推進を図ることが示されました（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言）。

さらに、平成 27 年 12 月 9 日付け消防予 471 号で総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁、各指定都市消防長宛てに、管内人口 20 万人未満の消防本部においても県内 20 万人以上の消防本部のうち 1 本部以上が実施後、概ね 2 年以内を目途に実施することが望ましいと示されました。

現在、県内では、平成 29 年 4 月 1 日から松戸市、船橋市等がこの公表制度を実施している状況です。流山市においてもこの公表制度が防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るものである趣旨に鑑み、流山市火災予防条例を改正した上で、公表制度を実施することとなりました。

#### **4 流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の目的**

流山市においても、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者（市民）等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るものです。

#### **5 流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）及び新旧対照表 別紙資料 1 及び資料 2 のとおり**

#### **6 流山市火災予防条例の一部を改正する条例案の概要**

（1）概要 別紙資料 3 のとおり

（2）各条項の要点

ア 第 48 条の 2 第 1 項関係

重大な違反のある建物について、その違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者の防火安全に対する認識を高めて火

災被害の軽減を図ることにしました。

イ 第48条の2第2項関係

第1項の規定による公表をしようとするときは、防火対象物の関係者に事前に通知することを規定しました。

防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るとともに、公表の時期を立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示のほか、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、流山市ホームページ等へ掲載するとともに、消防本部予防課及び消防署での閲覧により公表することにしました。

ウ 第48条の2第3項関係

この公表制度は、利用者への情報提供の一環であり、罰則的なものではないことから、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めます。

公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとししました。

## 7 施行日

一定の周知期間を設け、平成31年4月1日からの施行を予定しています。

## 8 意見等を提出できるもの

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

## 9 意見等募集期間

平成29年9月15日（金）から平成29年10月20日（金）  
まで

## 10 公表方法及び閲覧場所

広報ながれやま（平成29年9月11日号）及び市ホームページに掲載します。また、消防本部予防課、各消防署、市役所情報公開コーナー、各出張所、各公民館、おおたかの森センター、中央図書館、森の図書館、木の図書館、生涯学習センター1階の窓口でも閲覧することができます。

## 11 御意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式（市ホームページからダウンロードができます。）により平成29年10月20日（金）【必着】までに、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を持参ください。お寄せいただいた御意見等に対する市の考え方につきましては、広報ながれやま及び市ホームページで公表します。なお、個別の回答はいたしませんので御了承ください。

## 12 問い合わせ先及び提出先

〒270-0175 流山市三輪野山一丁目994番地  
流山市消防本部予防課  
電話04（7158）0270  
FAX04（7158）0276